

生徒及び保護者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染予防対策について

令和 2 年 10 月 9 日改正

令和 2 年 9 月 1 8 日

東北栄養専門学校

校長 上野 順子

新型コロナウイルス感染対策については、日頃皆さんにご協力いただいているところですが、政府から引き続き警戒が必要な状況とされ、私達の日常生活においても感染リスクがなくなったわけではありません。

そこで、今後の授業が滞りなく実施できるよう、引き続き、「3つの密」（密閉・密集・密接）を避け、「基本的な感染予防対策」（マスクの着用、手洗い等手指の衛生など）と下記の事項に留意し行動していただきたくお願いいたします。

記

1. 毎日の検温・体調確認

- (1) 毎朝夕に必ず体温を測定し記録する。
- (2) 毎日、「健康・行動記録」に記入する。

2. 移動規制地域

- (1) 北東北3県（青森、秋田、岩手）までは移動可
 - ・原則、不要不急の外出は控える。
 - ・移動可能地域外の人との接触を避ける。
 - ・移動する場合はなるべく自家用車で、無理な場合は、移動記録のため日時・車両（チケット等）が分かる物を保管する。
- (2) 北東北3県以外の地域への移動
 - ・事前にクラス担任へ必ず連絡をする。（「移動届」提出）
 - ・戻って来た翌日から3日間～1週間程度の経過観察
寮生の場合は寮の規定に基づき対応する。
- (3) 関東エリアからの移動後は戻って来た翌日から原則2週間の経過観察
寮生の場合は寮の規定に基づき対応する。
- (4) 感染者発生地域からの帰弘
感染状況に応じて対応する。

3. アルバイトについて

勤務先が基本的な感染予防対策が取られているものについては就労を緩和する。但し、夜10時以降のアルバイトや飲酒・接客業のアルバイトは禁止とする。なお、アルバイトをする場合は生徒支援係に届け出ること。

4. 就職活動について

事前に必ずクラス担任に申し出ること。

感染予防対策が行われてない場合は参加できないこともある。

5. その他

授業や行事によって規制内容が異なる場合がある。

新型コロナウイルス感染症対策は教職員も含む。

今後も感染状況により本校の対応も急遽変更になる場合があります。
常に最新の情報を確認するようにしてください。